

令和 3 年 7 月 7 日

職域接種を実施する医療機関 管理者 様

熊本市長 大西 一史
(感染症対策課扱い)

新型コロナワクチンの職域接種に係る VRS 入力及び費用の請求について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの職域接種に係る VRS 入力及び費用の請求につきまして、次のとおり、お取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

(1) 使用する医療機関コードについて

- ・V-SYS、予診票への記入、実績報告等につきましては、職域接種として付番されている接種会場ごとの医療機関コードを使用してください。

(2) VRS への接種記録入力について

- ・住民接種につきましては、予診票を毎日回収し、熊本市が代行して VRS への接種記録を実施しておりますが、職域接種における VRS への接種記録は、医療機関において実施していただきますようお願いいたします。
- ・接種状況の反映のために、速やかにご入力いただきますようお願いいたします。

(3) 住民票が熊本市の方への接種に係る費用請求について

(熊本市以外の方への接種に係る費用請求については (4) をご参照ください)

①提出物：

- ・請求及び受領に関する届（職域接種用） ※ 初回、または変更がある場合のみ
- ・実績報告書
- ・予診票

②提出期限：

毎月 10 日

③提出方法について

- ・予診票の回収業者が訪問している場合は、実績報告書等を回収業者に預けることで熊本市にご提出できます。ただし、提出物の量が大量になることが見込まれますので、事前に回収業者へご相談いただきますようお願いいたします。

連絡先：日本通運株式会社 熊本航空支店 （電話：096-388-7728）

- ・予診票の回収業者による訪問がない場合には、以下の送付先まで郵送等でご提出ください。

送付先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 感染症対策課ワクチン対策 PT

④請求委任について

- ・接種費用を多数の医療機関様に対してお支払いするために、費用請求については、熊本市感染症対策課長に委任していただきますようお願いいたします。
- ・請求及び受領に関する届（職域接種用）の様式は、本通知に添付するほか、熊本市ホームページにも掲載しております。

[熊本市ホームページ](#) ⇒ [ワクチン接種に関するお知らせ](#) ⇒ [医療関係の方へ](#) ⇒ [職域接種を実施する医療機関等の方へ](#)

⑤提出期限及び、お支払いの時期について

- ・毎月10日までに前月分までの接種に係る実績報告書等をご提出いただきますようお願いいたします。内容を審査し、同月末にお支払いします。

(4) 熊本市以外の方への接種に係る費用請求について

- ・職域接種につきまして、熊本市以外の住民への接種に係る費用請求は、熊本市は代行しませんので、直接、熊本県国民健康保険団体連合会へ請求していただきますようお願いいたします。

(5) 時間外・休日の接種に係る加算費用

- ・職域接種の時間外・休日における接種に係る加算につきましては、住民接種分と職域接種分の実績を合算して、申請していただくことになります。時間外・休日の接種に係る加算費用の請求方法は、別途ご案内いたします。

<本通知に係るお問合せ先：医療機関専用ダイヤル>

【中央区】080-3279-5794 080-7045-4013 【東区】080-3279-5822 080-7045-4027

【西区】080-3279-6054 【南区】080-3277-8298 【北区】080-3277-8987